

秋田市屋外広告物条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (禁止地域等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1)～(7) (略) (8) 発電用風力設備の柱部分、送電塔および送受信塔 (9)～(12) (略)</p> <p>3 および4 (略)</p> <p>第5条～第11条 (略) (点検義務)</p> <p><u>第11条の2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、第9条第1項の規定によりこれらを管理する者を置いているときは、当該管理する者に当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況を点検させなければならない。ただし、当該管理する者が点検することができないときは、当該管理する者以外の者であって、同条第2項各号に掲げるもの又は規則で定めるものに点検させることができる。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (禁止地域等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1)～(7) (略) (8) 発電用風力設備、送電塔および送受信塔 (9)～(12) (略)</p> <p>3 および4 (略)</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>以下 (略)</p>